

島根県国土強靱化計画の概要

1. 国土強靱化の取組み

- ・国土強靱化とは、大規模自然災害等に備え、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするもの。
- ・平成25年12月に施行された「国土強靱化基本法」に基づき、島根県は平成28年3月に島根県国土強靱化計画を策定。
- ・この計画は、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される最悪の事態（情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生など）を回避するための「平時」に必要な県の施策について、今後の取組方針をまとめたもの。

2. 島根県国土強靱化計画

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

(2) 基本的な方針（主なもの）

- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる

施策分野	主な施策
行政機能	防災活動・救急救助体制の整備、防災施設等の整備 等
住宅・都市・土地利用	建築物の災害予防、都市づくり・土地利用、危険物施設の安全化 等
保健医療・福祉、教育	保健医療救護体制の整備、 要支援者対策 、各施設の災害予防
エネルギー・ライフライン	エネルギー対策、ライフライン施設の安全化、原子力安全・防災対策の推進
情報通信	情報伝達体制の整備
交通・物流	交通施設の安全化、輸送路の整備等、交通規制体制の整備、輸送・調達体制の整備
経済産業	企業における防災対策、帰宅困難者対策、農林水産基盤の強化
国土保全	河川・海岸の災害防止、土砂災害等の災害防止
環境	生活環境に関する施設等の安全化（下水道、集落排水、廃棄物、し尿）
横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）	避難訓練、防災組織等の活動環境の整備、防災教育
横断的分野（老朽化対策）	老朽化対策

（施策の取組方針の例）

- ・要支援者対策
 - 市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。
- ・情報伝達体制の整備
 - 外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。